

仕様書（案）

第 1 章

1 業務名

博多ポートタワー展望室室内照明設備の計画及び改修・増強業務委託

2 背景及び目的

博多港のシンボルである博多ポートタワーは、地域経済や市民生活を支える博多港の役割について市民の理解を促進するための P R 施設であり、地上 70m の展望室からは市街地や博多湾を 360 度の大パノラマで見渡すことができる。コロナ明け以降、来館者数は徐々に回復しているものの、日中に比べて夜間は少ない傾向にあるため、夜間のおもてなしを向上させる必要があるが、展望室の照明設備は老朽化し、演出機能も不足していることから、魅力ある空間演出ができていない状況にある。

本事業では、博多ポートタワーが昼夜問わず訪れたいくなる魅力的な施設となるため、以下の 3 つの目的達成を目指すもの。

(1) 来館者の体験価値の向上

- ・夜間の視認性・魅力向上に主眼を置いた展望室の照明設備等の改修・増強を行い、新たなナイトスポットとしての価値を創出することで、「眺望を楽しむ空間」から「居心地よく、演出的にも楽しめる空間」へと進化させ、来館者増加を図る。
- ・調光や演出照明を活用することで、日中と夜間で異なる空間演出を可能とし、滞在時間の延長・リピート利用を促進する。

(2) 視覚的訴求力と発信力の強化

- ・展望室北側映像設備（モニターや LED パネル等）を導入し、港の P R やイベント告知・アート映像等のコンテンツ発信を行う。
- ・「映える空間」づくりにより、SNS による自発的な情報拡散を促し、博多ポートタワーの認知度を向上させる。

(3) 貸切利用やイベント対応力の向上による利活用促進

- ・外部主催者によるイベント（音楽イベント、展示、映像上映等）開催時に対応可能なインフラ（照明レール、電源設備等）を導入することで、展望室の貸出価値を高め、多様な層の来館の機会を創出する。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 16 日まで

4 履行場所

福岡市港湾空港局総務部総務課（博多ポートタワー）

5 契約不適合責任期間

受け渡し完了から本件構造物の工事完成後 1 年とする。

第2章 共通仕様

1 適用

本委託で適用する仕様書は、本仕様書によるほか、「設計業務等共通仕様書」(第1編共通編)によること。

なお、仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様書によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- (1) 受注者は、業務遂行責任者を定め発注者に通知しなければならない。
- (2) 業務遂行責任者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (3) 業務遂行責任者は、本業務に関連する(照明計画及び施設のリニューアル)業務実績を有する者とする。
- (4) 受注者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもので業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 適用基準等

- (1) 受注者が、業務を実施するにあたり、適用すべき基準等(以下「適用基準等」という。)は、下記による。ただし、本市関連計画等を優先するものとする。
 - ①福岡市 新・緑の基本計画(平成21年5月)(福岡市住宅都市局)
 - ②福岡市都市緑化マニュアル(平成14年5月)(福岡市住宅都市局)
 - ③福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(改訂版2020)(福岡市福祉局)
 - ④建築設備設計基準(令和3年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - ⑤福岡市建築設計業務委託共通仕様書(令和6年3月改訂)(福岡市財政局)
 - ⑥その他指針等
 - ・福岡市電子納品の手引き(建築・設備業務編)
(平成26年4月改訂)(福岡市財政局)
 - ・福岡市環境配慮指針(令和2年7年改定)(福岡市環境局)
 - ・認知症の人にもやさしいデザインの手引き(令和5年9月改訂)(福岡市福祉局)

※必要に応じて福岡市福祉局の助言を仰ぐこと。
- (2) 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料及び製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

5 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

6 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、本業務の遂行にあたっては、本仕様書に従うほか、関連する法令、条例等を遵守するとともに、関連計画等との整合、調整に十分留意するものとする。

7 機密の保持

- (1) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
本業務を完了した後も同様とする。
- (2) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。
- (4) 受注者は、業務を実施するにあたって、別に定める「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 再委託

- (1) 受注者は、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理等主たる部分（専門性の高い分野は除く）を、再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、再委託する業務の内容を記した書面により、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 前2項の規定による再委託者は、福岡市競争入札参加停止等措置要領（平成7年1月11日助役決裁）に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消又は排除措置を受けている者及び、業務委託契約書第32条の2第1項第1号から第8号までのいずれかに該当する者であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者に対して、業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。

9 貸与品等

- (1) 本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受注者が行うものとするが、本市から貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）については、そのリストを本市に提出し、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに返却しなければならない。
- (2) 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (3) 受注者は、貸与品等を本業務以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

10 打ち合わせ及び記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、業務遂行責任者と発注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

第3章 特記仕様書

本業務の内容は以下のとおりとする。

1 業務内容

(1) 本業務における全体プラン

第1章2の目的達成に向けて、下記の項目についてプランニングすること。

- ・博多ポートタワー展望室の空間コンセプト
- ・照明設備の改修・増強に係る照明器具の仕様、設置方法
※器具の耐用年数や更新性、メンテナンス性も踏まえ検討すること
- ・カラー演出内容、照度計画、システム構成、制御方法
- ・映像設備や可搬設備の仕様、設置方法
※器具の耐用年数や更新性、メンテナンス性も踏まえ検討すること
- ・全体計画の検討結果を表現したイメージ作成（パース図等）

(2) 実施設計

①照明設備に関する設計

- ・展望室内の眺望体験を最優先とした照明計画の立案
- ・効果的な照明演出や照明制御システムの提案
- ・LED化、省エネ配慮を含む機器選定
- ・既存設備との整合を考慮したレイアウトと回路設計
※既存設備については、発注者と協議のうえで撤去も可能とする。
※イベント時と平常時の光の見せ方を工夫すること。
※照明設備の見せ方に配慮するとともに、来館者への安全性や空間の視認性等について適切に検討し計画すること。
※環境に配慮し、電気代等の維持管理費用の低減を図るなど、適切なエネルギー使用を心掛けること。

②映像設備の設計

- ・展望室北側壁面に設置する映像コンテンツ表示用の機器（LEDディスプレイ、プロジェクター等）の選定及び設置に係る設計
- ・電源供給、配線経路、取付構造の設計
- ・映像設備の設置に伴う壁面または天井構造の補強提案（必要に応じて）
※既存設備については、発注者と協議のうえで撤去も可能とする。

③可搬設備対応の設計

- ・可動照明・音響機器等の外部持込利用を想定した、機器設置の自由度が高い設備提案（電源、ダクトレール、吊り下げ構造等）

※既存設備については、発注者と協議のうえ撤去も可能とする。

（３）演出シミュレーションの実施

設置・導入に先立ち、照明・映像機器等の演出効果を事前に確認・調整するため、演出シミュレーション（照度分布図、ＣＧパース、動画、現地仮設照明による試験等）を実施すること。シミュレーションは、以下の目的に応じて適宜実施し、発注者と協議・合意のうえ最終設計に反映させること。なお、シミュレーション結果は、説明用資料（パース・照度図等）として成果物に含めること。

- ・照明が眺望や視界を阻害しないかの確認
- ・演出照明による色温度・明るさ・調光効果の事前確認
- ・モニター等映像と照明演出のバランス確認
- ・ＳＮＳ映えや演出効果の視覚的訴求力の検証

（４）照明設備等の設置・導入

前記（１）～（３）の業務に基づく設置・導入について、発注者と十分協議のうえ実施することとし、令和８年２月２０日までに完了させること。なお、設置・導入にあたっては、必要な安全対策を講じること。また、博多ポートタワー展望室の壁面の展示物等撤去を要する場合は、石綿含有ありとみなして、福岡市のアスベスト（石綿）除去改修工事仕様書を参照のうえ、適切に処理すること。

２ 遵守事項

- （１）受注者は、業務の遂行にあたり、関係法令（建築基準法、消防法等）や契約書、本仕様書を順守するとともに、発注者と常に密な連絡を取り、その指示に従うほか、段階ごと及び発注者の指示に応じて報告を行うこと。また、必要に応じて現地調査・関係者ヒアリングを実施すること。
- （２）受注者は、業務工程表を業務着手後速やかに発注者に提出すること。
- （３）受注者は、業務の遂行にあたり、必要な調査及び資料の収集等を行うものとし、発注者は遂行上の協力を行う。
- （４）受注者は、図面等資料の作成にあたっては、構成・縮尺等について発注者の承認を得ること。
- （５）受注者は、発注者の事情により関係者との協議等が必要となった場合は、資料作成及び説明を行うこと。また、発注者が外部の有識者等に意見を求める場合は、発注者と協議の上、必要な支援・対応を行うこと。
- （６）照明、映像機器、可搬設備等の設置にあたっては、設置・導入後における使用時の安全性を十分に確保できる構造及び取り付け方法とすること。
- （７）受注者は、設置・導入作業にかかる現場責任者を選定し、関係法令に従ってこれを行うも

のとする。また、現場責任者及び従事する作業員名を予め発注者に届け出ること。

なお、現場責任者は、設置・導入作業に関し、必ず作業現場に常駐すること。しかし、作業現場における運営等に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、発注者と協議のうえ、作業現場への常駐を要しないこととすることができる。

- (8) 受注者は、設置・導入作業に関係ない場所に立ち入らないこと。
- (9) 設置・導入作業に必要な資材は受注者の責任で手配するものとする。また、設置・導入作業で発生した不要な資材の廃棄等についても受注者の責任で行うものとする。
- (10) 搬出、搬入及び設置作業等に関わる安全管理は、受注者の責任でこれを行い、発注者はその責を負わない。
- (11) 受注者は、業務の遂行にあたり、事故及び災害の防止に万全を期すこと。また万一事故が生じたときは、速やかに発注者へ報告するとともに、受注者の責任において、賠償、修繕及び弁償をすること。
- (12) 受注者は、設置・導入の作業完了後速やかに「完了報告書」を発注者に提出すること。
- (13) 受注者は、発注者の行う検査に立ち会うこと。
- (14) 受注者へ、発注者の検査結果に基づき、不都合、不具合を指摘されたときには、受注者は速やかにこれに誠意を持って改善し、改めて再検査をうけること。
- (15) 受注者は、発注者の検査完了の指示に基づき、設置・導入の作業を終了するものとする。
- (16) 受注者は、委託業務の完了後であっても、第1章5に定める契約不適合機関において、失策及び不良箇所等が発見された場合、速やかに成果品の訂正、補足その他の措置を行うこと。なお、訂正、補足その他の措置に要する費用は受注者の負担とする。
- (17) 受注者は、業務期間であるとないに問わず、この契約に関し知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らしたり、または、他の目的に利用してはならない。

3 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。なお、成果物の提出前に監督員へ報告し、必要に応じて修正指示を受けること。

- (1) 完成報告書（電子成果品含む） 3部
- (2) 施工図面一式（照明配置図、電源系統図、モニター等設置図書等）
- (3) 機器選定リスト・仕上げ表
- (4) 照明・映像等演出の提案書（CG パース、照明分布図などを含む。）
- (5) 導入した機器に関する操作説明資料、維持管理資料
- (6) 業務報告書及び協議録
- (7) 成果物は、紙に出力したものを原本、電子データを副とし、電子データはCD-R 又はDVD-R にて納品する。
- (8) 電子成果物の図面データのファイル形式は、SXF(sfc)、オリジナル、PDF 形式とする。ただし、この形式により難しい場合には、あらかじめ発注者と協議し、承諾を得ること。